

「指定訪問介護事業所 サンヒルズ紫豊館」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(京都府指定 2672600075号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業運営法人	1
2. ご利用事業	1
3. その他の事業	1
4. 事業実施地域及び営業時間	1
5. 職員の体制	1
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
7. サービスの利用に関する留意事項	5
8. サービス提供における事業者の義務	6
9. 損害賠償について	6
10. サービス利用をやめる場合	7
11. 事故発生時・緊急時の対応について	8
12. 苦情の受付について	8
13. 第三者評価の実施状況	9

1. 事業運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 成光苑
(2) 法人所在地 大阪府摂津市千里丘3丁目16-7
(3) 代表者氏名 理事長 高岡 國士
(4) 設立年月日 昭和49年7月3日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
(2) 事業の目的 介護保険法に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
(3) 事業所の名称 サンヒルズ紫豊館
(4) 事業所の所在地 京都府福知山市字榎原小字平180番地の2
(5) 電話番号 0773-34-0557
(6) 管理者氏名 岩吹 泰志
(7) 運営方針 老人福祉法に基づき、高齢者が生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障するとともに、介護保険法に定めるところの事業所としてまごころと思いやりを大切にそして地域に愛される施設づくりを目指し、専門的なサービスを適切かつ計画的に提供し、ご満足頂けるご利用に結びつけることを最も大切な使命とします。
(8) 開設年月日 平成8年4月1日

3. その他の事業

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

介護保険指定事業所 (京都府指定 2672600075号) 平成12年4月1日指定	介護老人福祉施設	平成8年4月1日開設 定員50名
	短期入所生活介護	平成8年4月1日開設 定員20名
	居宅介護支援事業	平成12年4月1日開設
	通所介護	平成8年4月1日開設
介護保険指定事業所 (京都府指定 2672600075号) 平成18年4月1日指定	介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日開設
ケアハウス		平成8年4月1日開設 定員15名

4. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 福知山市（大江町、三和町除く）
(2) 営業日及びサービス提供時間

営業日	1年 365日
サービス提供時間	1日 24時間

5. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名
2. サービス提供責任者	2名以上
3. 訪問介護員	5名以上

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条、第9条参照）

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に応じて介護保険から給付されます。

※65歳以上の方（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得のある方は、負担割合証に応じてご負担いただくことになります。

〈サービスの概要〉

指定訪問介護サービス

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○身体介護
入浴・排せつ・食事等の介護を行います。○生活援助
調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。 |
|--|

① 身体介護

- 入浴介助…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 体位変換…体位の変換を行います。
- 通院介助…通院の介助を行います。

② 生活援助

- 調理…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- 洗濯…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- 掃除…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等敷地の掃除は行いません。）
- 買い物…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

③ 身体生活型

身体介護と生活援助を組み合わせた場合のサービスです。

〈サービス利用料金〉（契約書第9条参照）

サービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

指定訪問介護サービス（利用者負担割合：1割の場合）

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
身体介護	利用料金	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円
	自己負担額	163円	244円	387円	567円

	サービスに要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	利用料金	1,790円	2,200円
	自己負担額	179円	220円

上記の料金の他に下記の加算があります。

- ・特定事業所加算（Ⅰ）所定料金の20/100
- ・初回加算 200単位/月
- ・緊急時訪問介護加算 100単位/回
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数に 24.5%を乗じた単位数を算定

上記の料金の他に下記の減算があります。

- ・事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住するご契約者に対しサービスを行う場合。同一敷地内減算 所定料金の10/100

*上記の身体介護に引き続き生活援助が中心であるとき、20分以上45分未満行った場合 65円（自己負担額）の加算があります。（但し195単位を限度）

*「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

*上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

*平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

*2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。

*2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険か

ら払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第9条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

通常実地地域を越える地点から

片道5kmまで：150円 5km以上10kmまで：300円 以降5km毎：50円加算

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費（10円/枚）をご負担いただきます。

（月～金曜日、祝祭日を除く 9：00～17：30）

③ 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス（契約書第9条参照）

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金（加算を含む）の全額がご契約者の負担となります。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第9条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振込み

京都北都信用金庫 篠尾支店 普通 1008995
名義)サンヒルズ紫豊館 訪問介護 管理者 岩吹 泰志
郵便貯金 口座番号 14450-39227141
名義)社会福祉法人 成光苑 サンヒルズ紫豊館

ウ. 自動引き落とし

京都北都信用金庫 京都北都信用金庫の通帳が必要（手数料110円）。
ゆうちょ銀行 ゆうちょ銀行の通帳が必要（手数料10円）。
京都農協 京都農業協同組合の通帳が必要（手数料55円）。
京都丹の国農協 京都丹の国農業協同組合の通帳が必要（手数料55円）。
自動引き落としを利用されるにあたり、手続きが必要です。

☆ 振込人名義はご契約者氏名をご記入下さい。

☆ 但し、振込手数料についてはご契約者負担とします。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

7. サービスの利用に関する留意事項

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の50% (自己負担相当額)

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第7条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第8条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約者は「6. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②ご契約者もしくはその家族等からの物品等の授受

③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④飲酒及び喫煙

⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

8. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条、第14条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します

②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等

から聴取、確認します。

- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- ⑦ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り、必要な措置を講じます。
 - ・研修等を通じて、サービス従事者及び従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
 - ・ご利用者及びご家族からの苦情解決体制の整備に努めます。
 - ・サービス従事者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、サービス従事者がご契約者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ⑧サービス従事者、従業員または養護者(ご利用者のご家族等、高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報する等、必要な処置を講じます。

9. 損害賠償について(契約書第15条、第16条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

<損害賠償がなされない場合>

以下の場合には、事業者の責めに帰すべきに事由が認められない限り、ご契約者に生じる損害を賠償いたしません。

- ①ご契約者等が、契約締結時にご契約者の心身の状況や病歴等について、故意に告げず又は虚偽に告げたことがもっぱら起因して損害が発生した場合
- ②ご契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項(その日の体調や健康状態等)を事業者が確認する際に、故意に告げず虚偽に告げたことがもっぱら起因して損害が発生した場合
- ③ご契約者の急な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由をもっぱら起因して損害が発生した場合
- ④契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為をもっぱら起因して損害が発生した場合
- ⑤天候や地震等の天災によるサービスの中止又は変更にもっぱら起因して損害が発生した場合
- ⑥感染症の蔓延防止等を目的としたサービスの中止又は変更にもっぱら起因して損害が発生した場合

10. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第18条参照)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が死亡した場合② ご契約者が介護老人福祉施設に入所した場合③ 要介護認定によりご契約者の心身の状況が要支援または自立と判定された場合④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合⑤ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑥ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑦ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑧ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑨ 要介護認定の有効期間満了時より1年間、一切利用が無かった場合 |
|---|

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに文書にてご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 運営規程の変更に同意できない場合② サービス利用料金の変更に同意できない場合③ ご契約者が入院した場合④ ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合⑤ 事業者等が、正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援サービスを実施しない場合⑥ 事業者等が、守秘義務に違反した場合⑦ 事業者等が、故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

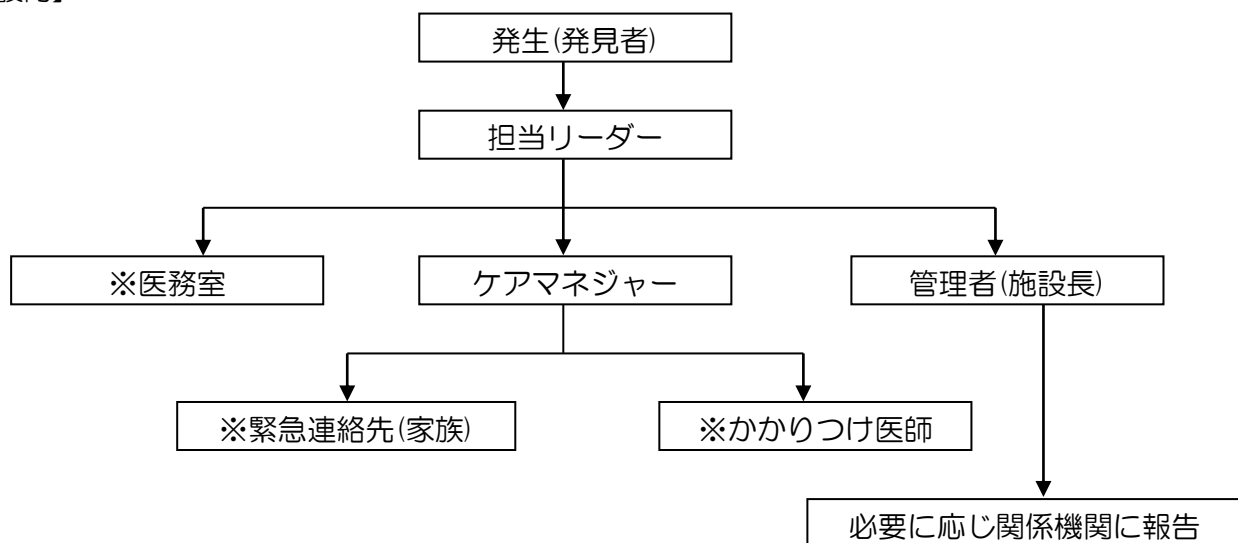
(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第22条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

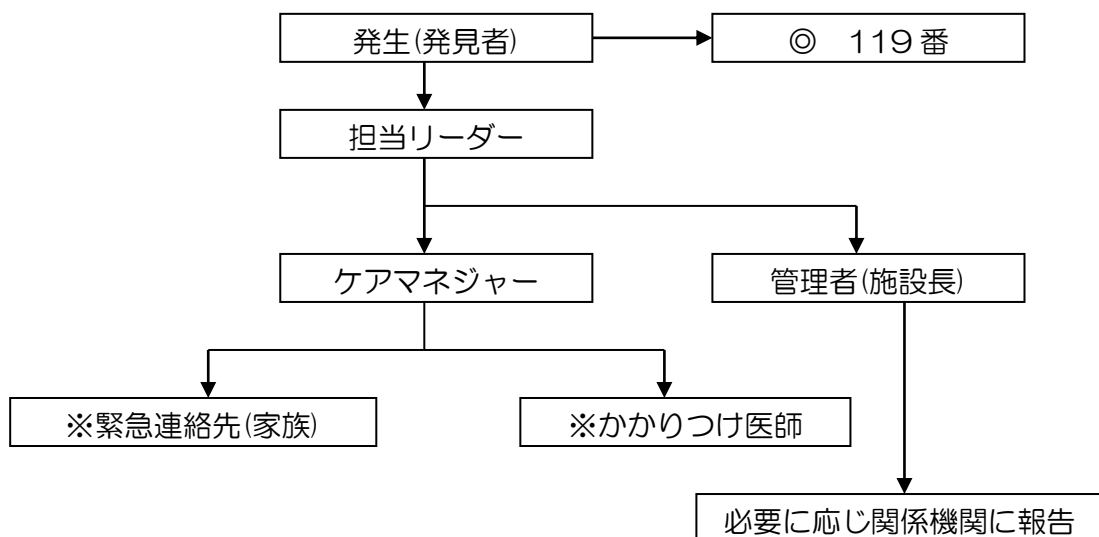
11. 事故発生時・緊急時の対応について

在宅部

【施設内】



【在宅訪問時・送迎時】



◎＝緊急時

※＝ご利用者の体調に関する事

12. 苦情の受付について（契約書第28条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） TEL：0773-34-0557

事業部長 田崎明彦

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～18：00

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福知山市役所 高齢者福祉課	所在地 電話番号 FAX	京都府福知山市字内記13番地の1 0773-24-7013 0773-23-6537
京都府国民健康保険団体 連合会	所在地 電話番号 FAX	京都市下京区烏丸四条下る水銀屋町620番地 COCON烏丸内 075-354-9090 075-354-9055
京都府福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 電話番号 FAX	京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 ハートピア京都5F 京都府社会福祉協議会内 075-252-2152 075-212-2450

13. 第三者評価事業について

実施の有無	有
実施した直近の年月日	令和4年10月26日
実施した評価機関の名称	一般社団法人 京都府介護福祉士会
評価結果の開示状況	ホームページに記載

年 月 日

指定訪問介護サービスの開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

サンヒルズ紫豊館

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 印

私は、事業者から本書面の交付及び説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。また、希望してサービスの利用を受けた場合に、当該サービスの利用料を支払うことに同意します。

契約者・代理人住所

契約者 住 所

氏名 印

代理人 住 所

氏名 印